

施設利用の流れ（香川県外からご利用の方向け）

① まずは、高松市生涯学習センター（087-811-6222）へお電話いただき、利用予定日、利用希望の部屋等をお伝えください。空き状況を確認します。



【利用者登録】

② 高松市生涯学習センターのメールアドレス（can@city.takamatsu.lg.jp）宛てに、メールを送信してください。送信元アドレスに、登録フォームを送りますので、利用者情報を入力後、送信してください。



③ 登録内容確認のための書類をメールでお送りします。内容をご確認いただき、ご署名後、PDFにしてご返信ください。確認次第、登録を完了します。



【施設利用申込】

④ 施設使用許可申請書〈様式〉をお送りします。ご記入後、メール添付にてお送りください。マイク等備品の利用を希望する場合は、お電話にてご相談ください。



⑤ 利用料金確定後、納入通知書を郵送にて送付します。お近くの金融機関で、期限までにお支払いいただき、納入通知書兼領収書の写しを、FAX（087-821-8022）またはメールにてお送りください。※確認でき次第、予約確定となります※



⑥ 施設使用許可書をメールでお送りします。施設使用許可書は、印刷して利用当日に必ずお持ちください。

★2回目以降のご利用の場合

【利用者登録】はすでに完了しているため、【施設利用申込】から始めていただけます。高松市生涯学習センター（087-811-6222）へご連絡いただいたのち、施設使用許可申請書をご提出ください。

また、ご登録いただいている利用者 ID・パスワードを使って、かがわ電子自治体システムにログインし、仮予約（仮押さえ）を行っていただけます。仮予約後 10 日以内に施設使用料をお支払いいただくと、予約確定となります。仮予約を行った際には、お支払い手続きをご案内いたしますので、すみやかにご連絡ください（087-811-6222）。

Q&A

Q 支払期限はいつまでか？

施設使用許可申請書をご提出いただいた日から 10 日後です（休館日等の影響により、前後する可能性があります）。

Q 利用当日、備品等を追加使用した際の支払い方法は？

当日現金払いのみとなります。

Q 使用料の後納は可能か？

施設使用料の納入は、前納のみとなります。ただし、国もしくは地方公共団体が使用する際はこの限りではありませんので、お問い合わせください。

Q 使用料はどこで納付できるのか？

納入通知書裏面「納付場所」に記載されている金融機関等※にて納付していただけます。

※ 令和6年4月1日現在

○高松市指定金融機関

百十四銀行

○高松市指定代理金融機関

香川銀行

○高松市収納代理金融機関

中国、阿波、伊予、四国、徳島大正、愛媛、高知の各銀行

高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、香川県農業協同組合の各金融機関

香川県信用農業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会の各金融機関の市内店舗

○四国4県内の郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）・郵便局

Q 領収書を発行してほしい。

支払い時に金融機関からお受け取りいただく「納入通知書兼領収書」を領収書としています。別途必要な場合は、生涯学習センターにご相談ください。